

<h1>名古屋市公報</h1>	平成30年 2月28日	第1247号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榎木館の開館時間の変更について (観光・歴史まちづくり推進室)	(第85号)	3
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第86号)	4
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について (消防・指導課)	(第87号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第88号)	11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第89号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第90号)	15
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第91号)	17
○ 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第92号)	18
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第93号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課)	(第94号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第95号)	22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第96号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第97号)	29
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課)	(第98号)	31
○ 都市再生推進法人の指定 (住都・まちづくり企画課)	(第99号)	33
○ 低NOx型小型燃焼機器普及促進指針の一部改正について (環境・大気環境対策課)	(第100号)	34

○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	(防災・地域防災室) (第101号)	35
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し	(防災・地域防災室) (第102号)	39
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定	(防災・地域防災室) (第103号)	40

監 査 公 表

○ 平成30年監査公表	(第1号)	41
-------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	81
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	83
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	85
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	89
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	92
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	94

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	96
-----------	-----------	----

名古屋市告示第85号

名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榿木館の開館時間
の変更について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第2条の2第1項及び名古屋市文化のみち榿木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第131号）第3条第1項の規定により、次のように開館時間を変更します。

平成30年 2月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榿木館

2 変更内容

平成30年 3月17日（土）の開館時間について、「午前10時から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第86号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年2月20日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年2月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

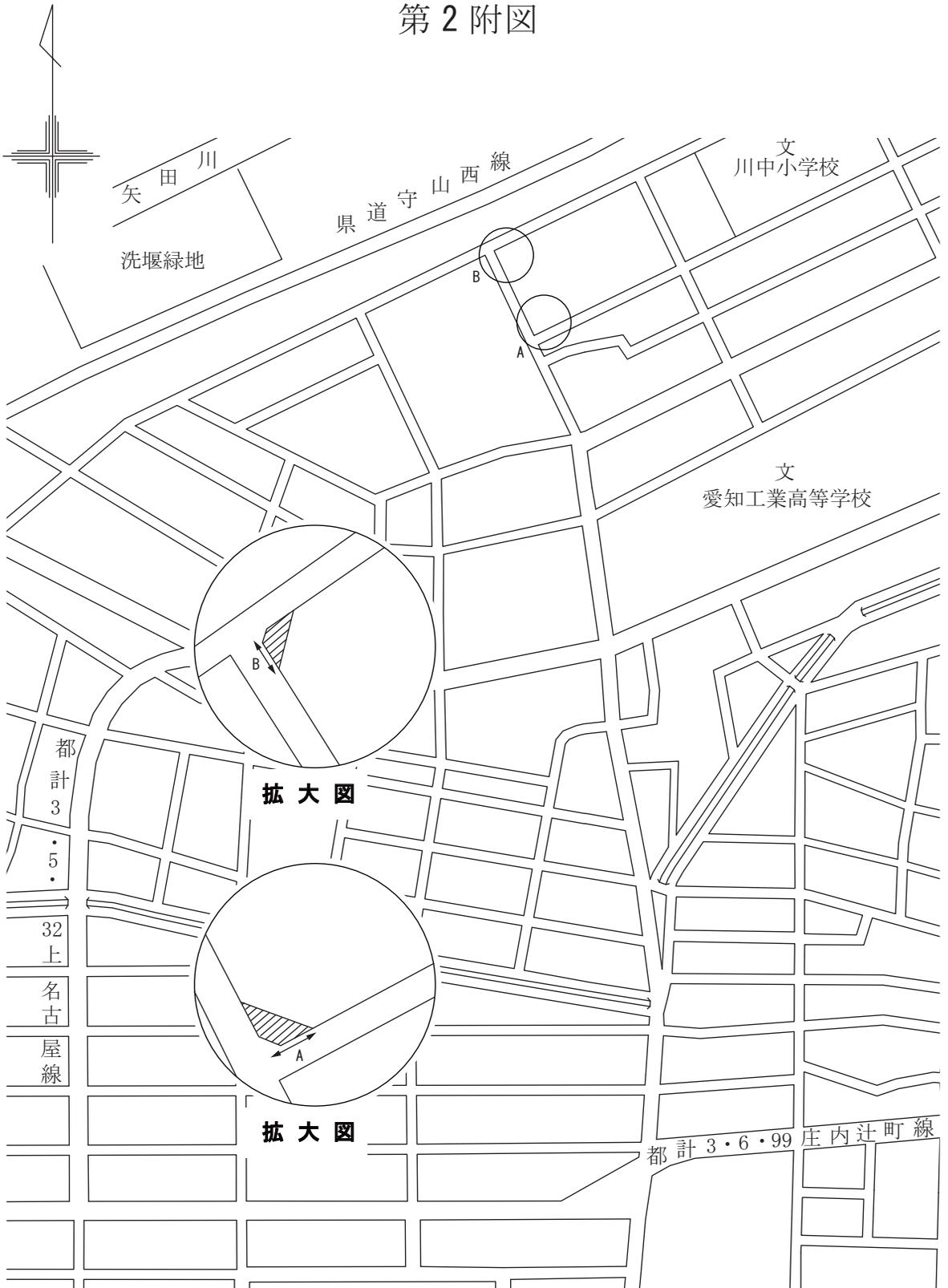
道路 の 種類	整理 符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区 間	変更 の前 後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	福田川線	名古屋市中川区新家三丁目 90番の30地先から	前	0.006	4.60	第1 附 図
			名古屋市中川区新家三丁目 90番の30地先まで	後	0.006	11.00	
	A	福德成願寺南線	名古屋市北区福德町4丁目 37番の7地先から	前	0.007	7.27	第2 附 図 隣切の拡幅
			名古屋市北区福德町4丁目 37番の7地先まで	後	0.007	7.27	
	B	中切福德線支線第 3号	名古屋市北区福德町4丁目 37番の8地先から	前	0.006	7.27	隣切の拡幅
			名古屋市北区福德町4丁目 37番の8地先まで	後	0.006	7.27	

2 道路の供用開始

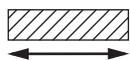
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	春田下屋敷第1号線	名古屋市中川区春田四丁目181番の3地先から 名古屋市中川区春田四丁目199番の1地先まで	第3 附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第2附図

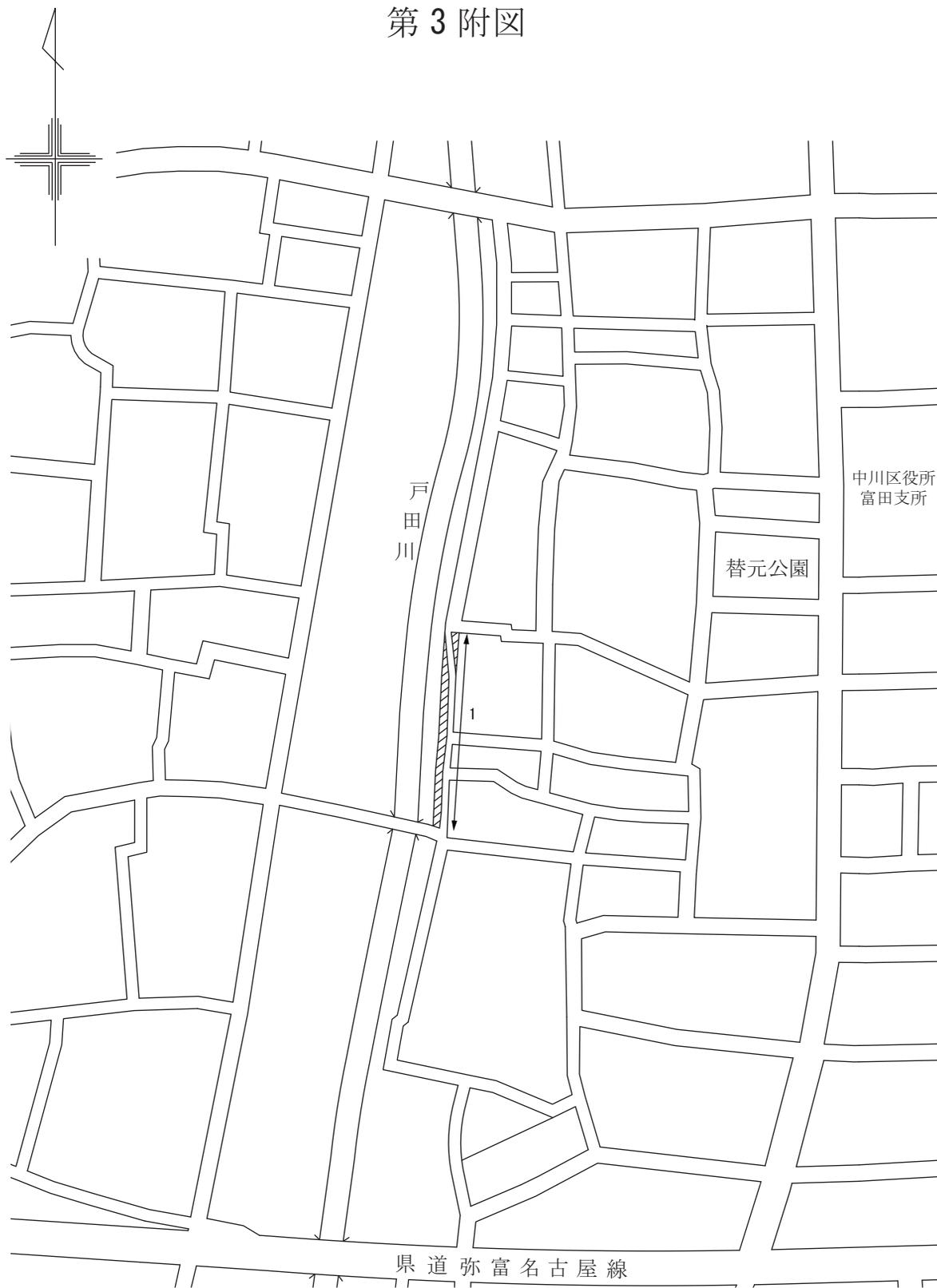


凡例

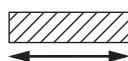


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第87号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

平成30年2月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

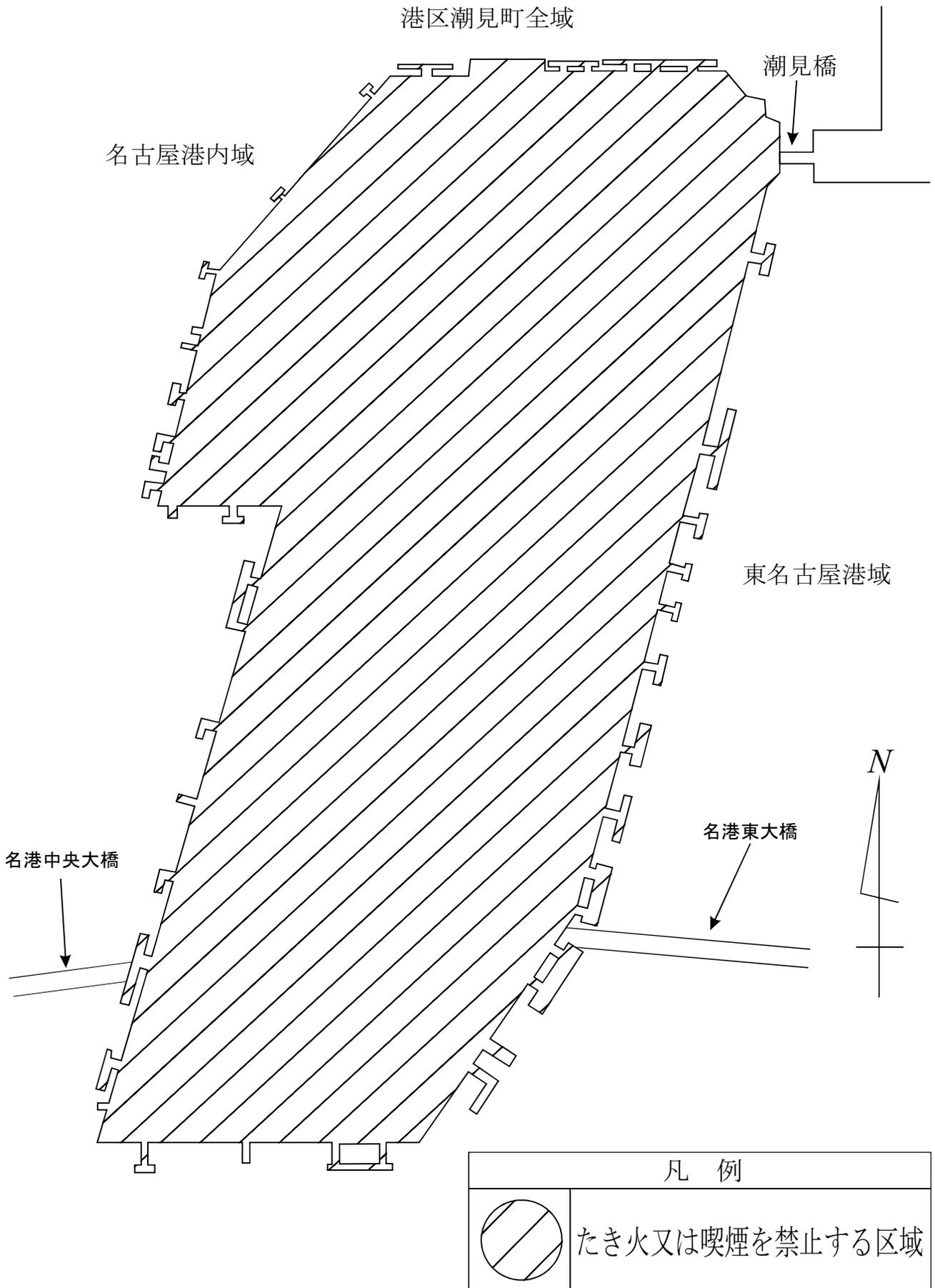
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

名古屋市消防局予防部指導課

別 図



名古屋市告示第88号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
名古屋金山駅ゆき 乳腺クリニック	名古屋市熱田区金山町一丁目 2番 3号	平成30年 2月 1日
医療法人想生会五 女子クリニック	名古屋市中川区八幡本通 1丁目47 番地の 5	平成29年10月 1日
あだちクリニック	名古屋市天白区八事山 220番地	平成30年 1月 1日

2 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
南山堂薬局清明山 店	名古屋市千種区清明山二丁目 1番 25号	平成30年 1月 1日

パークファーマシー今池	名古屋市千種区今池一丁目 8番 8号	平成30年 2月 1日
くるみ調剤薬局名城北店	名古屋市北区萩野通 1丁目28番地の 5	平成30年 1月 1日
みんなの薬局中村	名古屋市中村区本陣通 5丁目 117番地	平成30年 2月 1日
スギ薬局北山本町店	名古屋市昭和区山脇町 3丁目12番地	平成30年 1月 1日
藤掛薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目16番地の 1	平成30年 1月 1日

3 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションデューン中村	名古屋市中村区沖田町 217番地の 1	平成30年 2月 1日
守山いつき病院訪問看護ステーション	名古屋市守山区守山二丁目18番22号	平成29年12月 1日
訪問看護ステーションワンセルフ	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地	平成30年 1月23日
訪問看護ステーションはーと	名古屋市名東区一社四丁目 142番地	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第89号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	武田ハートクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字熊ノ前12番地の 139
	新	名古屋市緑区熊の前一丁目 117番地
変 更 年 月 日	平成29年11月11日	

2 歯科

医 療 機 関 名	たかはし歯科	
所 在 地	旧	名古屋市東区矢田一丁目 1番15号
	新	名古屋市東区東大曾根町46番 9号— 3
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

医 療 機 関 名	旧	くすのきデンタルクリニック
	新	藤デンタルクリニック
所 在 地	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	

変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日
-----------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	くまのこ調剤薬局
	新	そよかぜ薬局天白店
所 在 地	名古屋市天白区高島二丁目1808番地	
変 更 年 月 日	平成29年12月 3日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第90号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
榑原ファミリークリニック	名古屋市南区内田橋一丁目30番9号	平成29年 9月13日
南医療生活協同組合有松診療所	名古屋市緑区有松三丁目山 926番地	平成30年 1月31日
あだちクリニック	名古屋市天白区八事山 220番地	平成30年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
廣中歯科医院	名古屋市瑞穂区中根町 1丁目35番地	平成29年12月28日
須藤歯科医院	名古屋市守山区脇田町1602番地	平成29年10月25日

3 薬局

ヤマモト薬局春岡店	名古屋市千種区春岡通 5丁目 5番地	平成29年12月31日
南山堂薬局清明山店	名古屋市千種区清明山二丁目 1番25号	平成30年 1月 1日
くるまみち調剤薬局	名古屋市東区筒井三丁目26番27号	平成29年12月31日
めいてつ調剤薬局大曾根店	名古屋市東区矢田南五丁目 2番6号	平成30年 1月 1日
かしの木調剤薬局萩野通店	名古屋市北区萩野通 1丁目28番地の 5	平成30年 1月 1日
藤掛薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目16番地の 1	平成30年 1月 1日
東薬局	名古屋市南区道德通 1丁目18番地の 2	平成29年12月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第91号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
愛歯科クリニック	名古屋市西区城町69番地	平成29年12月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第92号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	なごやかクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中区丸の内三丁目 5番32号
	新	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第93号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
五女子クリニック	名古屋市中川区八幡本通 1丁目 47番地の 5	平成29年10月 1日
太田内科	名古屋市南区菊住二丁目17番23 号	平成30年 2月 1日
医療法人Creazione—estetica 西堀形成外科	名古屋市名東区藤が丘 141番地	平成29年11月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第94号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鵬展事業所KE i R OW清須ステーション	愛知県清須市新清洲 3丁目 7—11	平成29年12月28日
郷戸 正		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
鵬展事業所KEiR OW清須ステーション	愛知県清須市新清洲 3丁目 7—11	平成29年12月28日
郷戸 正		
たろう鍼灸院	名古屋市中川区春田五丁目41番地	平成30年 1月 1日
有田 一貴		
鍼灸みどりホームケ ア	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1503番 地	平成30年 1月12日
大西 伸幸		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
芝桜接骨院	名古屋市北区三軒町 274番地	平成30年 1月11日
小川 真明		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第95号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
くらさか薬局大高店	名古屋市緑区倉坂1510番地	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第96号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称		社会福祉法人さふらん会
介護事業者の所在地		名古屋市中区栄五丁目21番 9号
介護事業所の名称		ホームヘルプひだまり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区大須四丁目13番13号
	新	名古屋市中区大須四丁目14番48号
変更年月日		平成29年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社イノベル
介護事業者の所在地		名古屋市名東区一社一丁目79番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所エミサン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地
	新	名古屋市名東区一社一丁目79番地

変 更 年 月 日	平成29年12月 1日
-----------	-------------

2 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社まほろば	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区社が丘四丁目 711番地	
介護事業所の名称	訪問介護柔	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区猪高台二丁目 401番地
	新	名古屋市名東区社が丘四丁目 711番地
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日	

3 訪問入浴及び介護予防訪問入浴

介護事業者の名称	パナソニックエイジフリー株式会社	
介護事業者の所在地	大阪府門真市大字門真1048番地	
介護事業所の名称	パナソニックエイジフリーケアセンター名古屋・訪問入浴	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅南二丁目 7番55号
	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

4 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	たかはし歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田一丁目 1番15号
	新	名古屋市東区東大曾根町46番 9号— 3
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

介護事業所の名称	旧	くすのきデンタルクリニック
	新	藤デンタルクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

介護事業者の名称	株式会社イノベル	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区一社一丁目79番地	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションエミサン	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区上前津二丁目 6番 6号
	新	名古屋市名東区一社一丁目79番地
変更年月日	平成29年12月 1日	

5 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	たかはし歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田一丁目 1番15号
	新	名古屋市東区東大曾根町46番 9号— 3
変更年月日	平成29年12月 1日	

介護事業所の名称	旧	くすのきデンタルクリニック
	新	藤デンタルクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	
変更年月日	平成30年 1月 1日	

6 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	たかはし歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田一丁目 1番15号
	新	名古屋市東区東大曾根町46番 9号— 3
変更年月日	平成29年12月 1日	

介護事業所の名称	旧	くすのきデンタルクリニック
	新	藤デンタルクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	
変更年月日	平成30年 1月 1日	

7 通所介護及び介護予防通所介護

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称	旧	茶話本舗デイサービスちくたく亭城主
	新	デイサービスちくたく亭城主
介護事業所の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
変更年月日		平成23年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称	旧	茶話本舗デイサービスちくたく亭中島
	新	デイサービスちくたく亭中島
介護事業所の所在地		名古屋市中村区中島町 4丁目10番地
変更年月日		平成23年 6月 1日

8 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社せがわ住機
介護事業者の所在地	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4
	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
介護事業所の名称		株式会社せがわ住機名古屋中央店
介護事業所の所在地		名古屋市東区筒井二丁目 7番 3号
変更年月日		平成30年 1月 1日

介護事業者の名称		株式会社せがわ住機
介護事業者の所在地	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4
	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
介護事業所の名称		株式会社せがわ住機みなと店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4

地	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
変 更 年 月 日		平成30年 1月 1日

9 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社イノベル	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区一社一丁目79番地	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所きらく	
介護事業所の所在	旧	名古屋市中区上前津二丁目 6番 6号
地	新	名古屋市名東区一社一丁目79番地
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

10 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社せがわ住機	
介護事業者の所在	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4
地	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
介護事業所の名称	株式会社せがわ住機名古屋中央店	
介護事業所の所在地	名古屋市東区筒井二丁目 7番 3号	
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

介護事業者の名称	株式会社せがわ住機	
介護事業者の所在	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4
地	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
介護事業所の名称	株式会社せがわ住機みなと店	
介護事業所の所在	旧	名古屋市港区惟信町 4丁目29番地の 4
地	新	名古屋市中川区太平通 3丁目23番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

11 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	社会福祉法人さふらん会
----------	-------------

介護事業者の所在地		名古屋市中区栄五丁目21番 9号
介護事業所の名称		ホームヘルプひだまり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区大須四丁目13番13号
	新	名古屋市中区大須四丁目14番48号
変更年月日		平成29年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社イノベル
介護事業者の所在地		名古屋市名東区一社一丁目79番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所エミサン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地
	新	名古屋市名東区一社一丁目79番地
変更年月日		平成29年12月 1日

12 ミニデイ型通所サービス

介護事業者の名称		合資会社リカバリー
介護事業者の所在地		名古屋市中村区岩上町35番地
介護事業所の名称	旧	シルバーおりんぴっく稲西
	新	リカバリー健康教室
介護事業所の所在地		名古屋市中村区岩上町35番地
変更年月日		平成29年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第97号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
太田内科	名古屋市南区菊住二丁目17番23号	平成30年 2月 1日
須藤歯科医院	名古屋市守山区脇田町1602番地	平成29年 10月25日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
太田内科	名古屋市南区菊住二丁目17番23号	平成30年

		2月 1日
須藤歯科医院	名古屋市守山区脇田町1602番地	平成29年 10月25日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヤマモト薬局春岡店	名古屋市千種区春岡通 5丁目 5番地	平成29年 12月31日
めいてつ調剤薬局大曾根店	名古屋市東区矢田南五丁目 2番 6号	平成30年 1月 1日
榊原ファミリークリニック	名古屋市南区内田橋一丁目30番 9号	平成29年 9月13日
東薬局	名古屋市南区道德通 1丁目18番地の 2	平成29年 12月21日
太田内科	名古屋市南区菊住二丁目17番23号	平成30年 2月 1日
須藤歯科医院	名古屋市守山区脇田町1602番地	平成29年 10月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第98号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

裏筒井第二 公園	東区筒井二丁目	図面東52の区域	平成24年 4月 1日
-------------	---------	----------	-------------

」

を

「

裏筒井第二 公園	東区筒井二丁目	図面東52の区域	平成24年 4月 1日
手代往還公 園	東区筒井二丁目	図面東53の区域	平成30年 2月22日

」

に、

「

幅下公園	西区幅下一丁目	図面西55の区域	昭和49年 4月 1日
------	---------	----------	-------------

」

を

「

幅下公園	西区幅下一丁目	図面西55の 2の 区域	昭和49年 4月 1日
------	---------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 2月22日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第99号

都市再生推進法人の指定

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により、次のとおり都市再生推進法人を指定しました。

平成30年2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 法人の名称
栄ミナミまちづくり株式会社
- 2 法人の住所
愛知県名古屋市中区栄三丁目27番7号
- 3 事務所の所在地
愛知県名古屋市中区栄三丁目27番7号
- 4 指定日
平成30年2月22日

名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課

名古屋市告示第 100号

低NO_x型小型燃焼機器普及促進指針の一部改正について

低NO_x型小型燃焼機器普及促進指針（平成15年名古屋市告示第 411号）の一部を改正しましたので告示します。

平成30年 2月23日

名古屋市長 河 村 たかし

別表 注 5中、「J I S B 8627- 1附属書 I」を「J I S B 8627附属書H」に改める。

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

名古屋市告示第 101号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月23日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
名古屋市味鋤コミュニ ティセンター	名古屋市北区楠味鋤 三丁目1311番地の 1	平成29年 10月10日	洪水・内水氾濫
名古屋市楠西コミュニ ティセンター	名古屋市北区喜惣治 一丁目 367番地	平成29年 10月11日	洪水・内水氾濫
第 2コーポ明利	名古屋市港区小碓四 丁目90番地	平成29年 4月 1日	津波
名古屋港福利厚生会館	名古屋市港区名港二 丁目 3番22号	平成29年 9月 1日	津波
医療法人開生会老人保 健施設ラベンダー	名古屋市中川区福島 一丁目 148番地	平成29年 9月 1日	津波
医療法人幸会老人保健 施設みず里	名古屋市中川区水里 一丁目23番地	平成29年 9月 1日	津波
新高畑荘 1棟	名古屋市中川区高畑 四丁目 194番地	平成29年 10月 1日	津波
ひびのファミリア	名古屋市熱田区比々 野町27番地	平成29年 10月 5日	津波
タイハウ熱田六番南ビ	名古屋市熱田区六番	平成29年	津波

ル	三丁目18番 5号	10月31日	
中駒九番団地 1号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
中駒九番団地 2号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
中駒九番団地 4号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
中駒九番団地 5号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
中駒九番団地 6号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
中駒九番団地 7号棟	名古屋市港区七番町 2丁目11番地の 1	平成29年 11月13日	津波
OS・SKYマンション西中島Ⅱ	名古屋市中川区西中島二丁目 606番地	平成29年 12月14日	津波
名古屋市立菊里高等学校	名古屋市千種区星が丘元町13番 7号	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立名古屋商業高等学校	名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目11番48号	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立工芸高等学校	名古屋市東区芳野二丁目 7番51号	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立北高等学校	名古屋市北区如来町50番地	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立西陵高等学校	名古屋市西区児玉二丁目20番65号	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立山田高等学校	名古屋市西区二方町19番地の 1	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立向陽高等学校	名古屋市昭和区広池町47番地	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立富田高等学	名古屋市中川区富田	平成29年	地震

校	町大字榎津字上鵜垂 111番地	9月 1日	
名古屋市立桜台高等学校	名古屋市南区霞町21 番地	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立緑高等学校	名古屋市緑区旭出一 丁目1104番地	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立名東高等学校	名古屋市名東区大針 一丁目 351番地	平成29年 9月 1日	地震
名古屋市立若宮商業高等学校	名古屋市天白区古川 町76番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立名古屋聳学校	名古屋市千種区鹿子 殿21番 1号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立明和高等学校	名古屋市東区白壁二 丁目32番 6号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立旭丘高等学校	名古屋市東区出来町 三丁目 6番15号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立名古屋西高等学校	名古屋市西区天神山 町 4番 7号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立中村高等学校	名古屋市中村区菊水 町 1丁目 2番18号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立松蔭高等学校	名古屋市中村区烏森 町 2丁目 2番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立昭和高等学校	名古屋市瑞穂区玉水 町一丁目18番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立中川商業高等学校	名古屋市中川区野田 三丁目 280番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立惟信高等学校	名古屋市港区惟信町 2丁目 262番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立南陽高等学校	名古屋市港区大西二 丁目99番地	平成29年 9月 1日	地震

愛知県立名古屋南高等学校	名古屋市南区東又兵 ヱ町 5丁目 1番11号	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立鳴海高等学校	名古屋市緑区左京山 801番地	平成29年 9月 1日	地震
愛知県立千種高等学校	名古屋市名東区社台 二丁目 206番地	平成29年 9月 1日	地震

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 102号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

平成30年 2月23日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日	対象とする異常な現象の種類
九番団地 1号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
九番団地 2号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
九番団地 4号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
九番団地 5号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
九番団地 6号棟	名古屋市港区九番町 1丁目 1番地の 1	平成29年 11月13日	津波
第 2前田マンション	名古屋市中川区西中島二丁目 606番地	平成29年 12月14日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 103号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定避難所として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月23日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定年月日
A Tグループ本社 愛知トヨタ高辻	名古屋市昭和区高辻町 6番 8号	平成29年 7月 1日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

平成30年監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき公益財団法人暴力追放愛知県民会議、名古屋食肉市場株式会社、公益財団法人名古屋食肉公社及び公立大学法人名古屋市立大学並びに関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成30年2月19日

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人暴力追放愛知県民会議
(事務所所在地：昭和区円上町26番15号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 8月 2日から
平成30年 1月12日まで

監 査 結 果

(公益財団法人暴力追放愛知県民会議分)

第1 監査結果の概要

総務局所管の出資団体である公益財団法人暴力追放愛知県民会議（以下「県民会議」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

県民会議の基本財産は15億129万円であり、そのうち本市の出えん額は4億円である。

今回の監査は、県民会議の会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

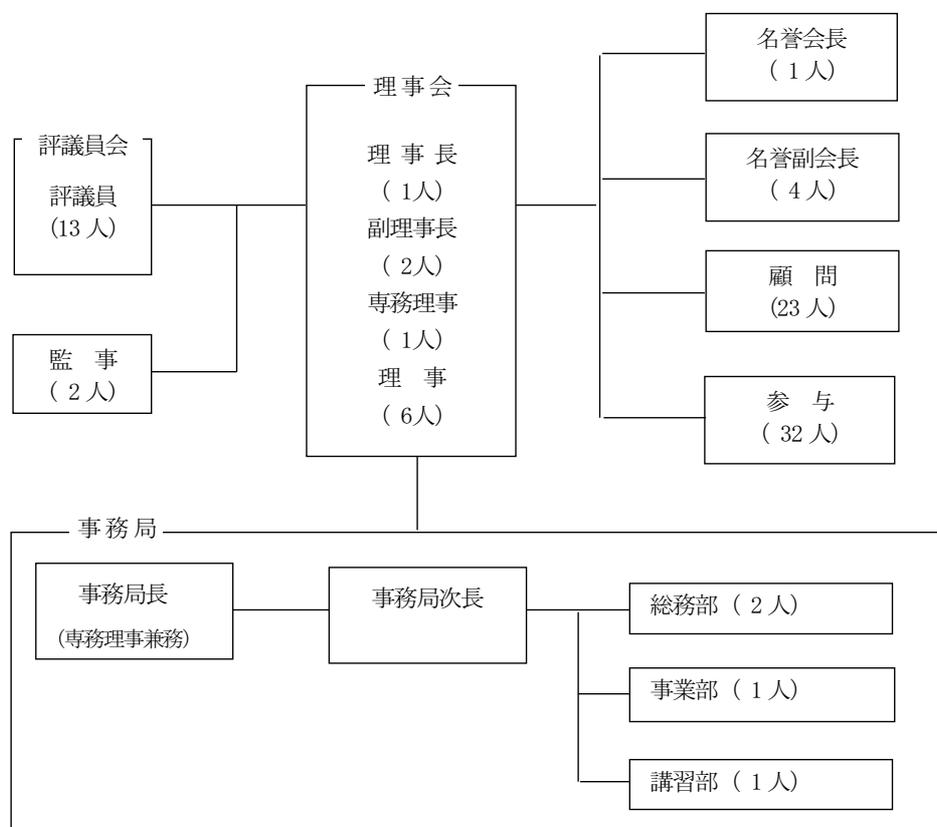
県民会議は、県民の暴力団排除意識を高め、暴力団員による不当な行為の防止及びこれに伴う被害の救済を図るなど、県民総ぐるみによる総合的な暴力団対策を推進し、もって安全で住みよい愛知県の実現に寄与することを目的として、平成4年4月に設立された。平成23年4月には、公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、今日に至っている。

主な事業内容は、①広報・啓発事業、②地域・職域における暴力団排除活動支援事業、③暴力相談事業、④不当要求防止責任者講習事業、⑤暴力団からの離脱の支援及び加入阻止事業である。

これらの事業を運営するため、理事会、評議員会、顧問、参与、監事及び事務局等が置かれており、職員数は5人（専務理事が兼務する事務局長を除く。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

機構図

(平成29年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 広報・啓発事業

愛知県芸術劇場大ホールにおいて「安全なまちづくり愛知県民大会」を開催するとともに、名古屋市民会館フォレストホールにおいて5年ぶりに「暴力追放セミナー」を開催した。

(2) 地域・職域における暴力団排除活動支援事業

県下各警察署管内に設置されている暴力追放協議会が実施する暴力団排除活動に積極的に参加するとともに、配布資料、暴排グッズの提供を行った。また、18協議会に対し活動助成金を交付した。

(3) 暴力相談事業

県民会議相談室において面接、電話等による暴力相談を実施した。また、愛知県暴力団排除条例に規定されている事業者の責務（契約の相手方が暴力団関係者でないことを確認すること。）を果たす支援策として、暴力団の検挙情報等の提供を行った。

(4) 不当要求防止責任者講習事業

愛知県公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者に対する講習を県内各地で45回実施した。

(5) 暴力団からの離脱の支援及び加入阻止事業

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進するために、離脱者雇用給付金を周知し雇用受入企業の積極的な募集に努めるとともに、少年院、少年鑑別所等を訪問し講習会、面談を行い青少年の加入阻止に努めた。

2 決算状況

平成28年度及び平成27年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

第1表 比較正味財産増減計算書

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日
 平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	16,596	18,106	△1,510	91.7
会費収益	25,540	23,190	2,350	110.1
事業収益	4,462	5,230	△767	85.3
寄付金収益	5,300	5,000	300	106.0
雑収益	610	450	160	135.8
経常収益計	52,510	51,977	532	101.0
(2) 経常費用				
事業費	33,271	30,501	2,770	109.1
管理費	14,525	16,862	△2,336	86.1
経常費用計	47,797	47,363	434	100.9
当期経常増減額	4,712	4,613	98	102.1
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
什器備品受贈益	19	—	19	—
経常外収益計	19	—	19	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	19	—	19	—
当期一般正味財産増減額	4,732	4,613	118	102.6
一般正味財産期首残高	87,307	82,693	4,613	105.6
一般正味財産期末残高	92,039	87,307	4,732	105.4
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	16,431	18,106	△1,675	90.7
什器備品受贈益	236	—	236	—
一般正味財産への振替額	△16,450	△18,106	1,655	90.9
当期指定正味財産増減額	216	—	216	—
指定正味財産期首残高	1,500,000	1,500,000	—	100
指定正味財産期末残高	1,500,216	1,500,000	216	100
III 正味財産期末残高	1,592,256	1,587,307	4,949	100.3

第2表 比較貸借対照表

平成28年度 平成29年 3月31日現在
平成27年度 平成28年 3月31日現在

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	18,856	16,565	2,290	113.8
流動資産合計	18,856	16,565	2,290	113.8
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	1,501,291	1,501,388	△97	100.0
基本財産合計	1,501,291	1,501,388	△97	100.0
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	8,249	7,353	895	112.2
減価償却引当資産	2,515	3,370	△855	74.6
公益事業実施基金	70,000	70,000	—	100
什器備品	216	—	216	—
特定資産合計	80,981	80,724	257	100.3
(3) その他固定資産				
什器備品	1,072	150	922	713.5
その他の固定資産合計	1,072	150	922	713.5
固定資産合計	1,583,344	1,582,263	1,081	100.1
資産合計	1,602,201	1,598,828	3,372	100.2
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	1,543	4,067	△2,524	37.9
預り金	151	99	52	152.1
流動負債合計	1,694	4,167	△2,472	40.7
2 固定負債				
退職給付引当金	8,249	7,353	895	112.2
固定負債合計	8,249	7,353	895	112.2
負債合計	9,944	11,521	△1,576	86.3
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
愛知県出捐金	1,000,000	1,000,000	—	100
名古屋市出捐金	400,000	400,000	—	100
その他市町村出捐金	100,000	100,000	—	100
什器備品受贈益	216	—	216	—
指定正味財産合計	1,500,216	1,500,000	216	100.0
(うち基本財産への充当額)	(1,500,000)	(1,500,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(216)	(—)	(216)	(—)
2 一般正味財産	92,039	87,307	4,732	105.4
(うち基本財産への充当額)	(1,291)	(1,388)	(△97)	(93.0)
(うち特定資産への充当額)	(72,515)	(73,370)	(△855)	(98.8)
正味財産合計	1,592,256	1,587,307	4,949	100.3
負債及び正味財産合計	1,602,201	1,598,828	3,372	100.2

第3 指 摘 事 項

特になし

(総務局関係分)

第1 監査結果の概要

県民会議に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、総務局所管の財務に関する事務のうち、県民会議に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋食肉市場株式会社
(事務所所在地：港区船見町 1番地の39)

上記団体の事業に関する所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 8月 2日から
平成30年 1月16日まで

監 査 結 果

(名古屋食肉市場株式会社分)

第1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

名食の資本金は4億8,000万円であり、そのうち本市の出資は2億3,600万円である。

平成28年度において、本市は名食に対して、特別集荷促進事業及び食肉安定集荷資金の借入利子に係る補助金として3億2,039万円を交付している。

今回の監査は、名食の会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

名食は、旧名古屋市中央卸売市場高畑市場における卸売業者として、昭和33年8月に資本金 2,000万円をもって設立された。その後、資本金は昭和42年 8月に3,000万円に、さらに平成13年10月に 4億 8,000万円に増資されている。また、平成19年 2月の名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）開設に伴い現所在地に移転している。なお、株主は第 1表のとおりである。

第 1表 株主一覧

(平成29年 3月31日現在)

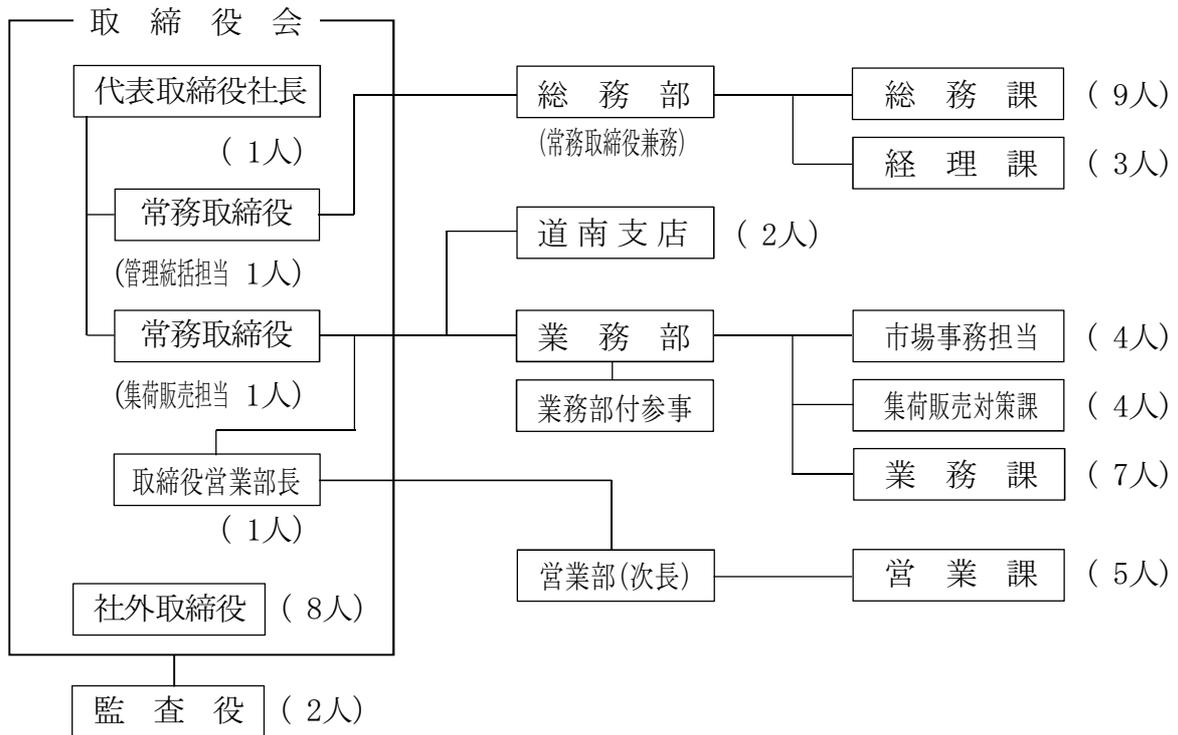
資本金総額	株 主 名	出資金額	出資比率	株 式 数
千円		千円	%	株
480,000	名古屋市	236,000	49.2	4,720
	全国農業協同組合連合会	38,400	8.0	768
	愛知県経済農業協同組合連合会	33,600	7.0	672
	その他民間企業等	172,000	35.8	3,440

主な事業内容は、①家畜の荷受及び販売、②枝肉及び部分肉・輸入肉の受託又は買付け並びに販売、③前記に附帯する業務である。

これらの事業を運営するため、取締役会及び監査役が置かれており、社員数は37人（常務取締役が兼務する総務部長を除く。嘱託員等 8人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

機構図

(平成29年 3月31日現在)



1 事業状況

名食の各取扱品目の取扱高の推移は、第2表のとおりである。

第 2表 取扱高の推移

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
		千円	千円	千円
南 部 市 場	牛 枝 肉	9,910,824	8,915,548	7,730,421
		(9,735頭)	(9,544頭)	(9,974頭)
	豚 枝 肉	8,007,741	8,032,282	8,545,817
		(206,960頭)	(205,802頭)	(200,617頭)
	国産牛部分肉	4,260,280	4,174,336	3,051,747
	国産豚部分肉	86,666	92,198	121,662
	輸入牛部分肉	1,324,798	924,172	1,576,366
	輸入豚部分肉	328,276	157,390	665,971
	副 産 物	572,531	550,497	564,025
	そ の 他	261,024	143,700	93,510
小計	24,752,142	22,990,127	22,349,522	
道 南 市 場	牛 枝 肉	3,909,231	2,142,985	—
		(7,189頭)	(3,849頭)	(—)
	副 産 物	141,983	68,420	—
	小計	4,051,214	2,211,406	—
計	28,803,357	25,201,533	22,349,522	

(注) 道南市場は、平成27年 9月14日開場

2 決 算 状 況

平成28年度及び平成27年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第3表 比較損益計算書

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科 目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
売上高	7,051,387	6,276,653	774,733	112.3
売上高	6,339,942	5,658,071	681,870	112.1
受託販売手数料	711,445	618,582	92,862	115.0
売上原価	6,234,475	5,544,935	689,539	112.4
期首商品棚卸高	11,822	7,554	4,267	156.5
当期商品仕入高	6,231,172	5,549,203	681,968	112.3
期末商品棚卸高	8,519	11,822	△ 3,303	72.1
売上総利益	816,912	731,718	85,193	111.6
販売費及び一般管理費	657,245	490,578	166,667	134.0
営業利益	159,666	241,140	△ 81,473	66.2
営業外収益	531,276	522,236	9,039	101.7
受取利息及び配当金	1,214	1,029	185	118.0
雑収入	23,359	27,597	△ 4,238	84.6
補助収入	322,486	310,355	12,131	103.9
家賃収入	18,780	18,780	—	100
と畜場使用料収入	165,436	164,474	961	100.6
営業外費用	552,396	522,531	29,864	105.7
支払利息	40,895	43,122	△ 2,227	94.8
補助収入対象集荷対策費	280,387	267,602	12,785	104.8
と畜場使用料	165,359	164,391	967	100.6
営業外減価償却費	34,099	13,687	20,412	249.1
営業外公租公課	2,095	2,113	△ 18	99.1
その他営業外費用	29,559	31,614	△ 2,055	93.5
経常利益	138,546	240,845	△ 102,298	57.5
特別利益	63,962	79,703	△ 15,741	80.3
固定資産売却益	549	28	520	1,929.6
貸倒引当金戻入	63,413	79,675	△ 16,262	79.6
特別損失	44,890	57,990	△ 13,100	77.4
固定資産除却損	—	0	△ 0	—
貸倒引当金繰入	44,890	57,990	△ 13,100	77.4
税引前当期純利益	157,618	262,558	△ 104,939	60.0
法人税等	53,520	50,100	3,420	106.8
当期純利益	104,098	212,458	△ 108,359	49.0

第4表 比較貸借対照表

科 目	資 産 の 部			
	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	2,613,264	1,992,968	620,296	131.1
現金	5,608	5,924	△ 315	94.7
預金	953,776	620,854	332,921	153.6
売掛金	1,074,020	885,297	188,723	121.3
商品	8,519	11,822	△ 3,303	72.1
貯蔵品	975	816	158	119.5
前払費用	2,589	2,603	△ 14	99.5
未収収益	21,132	20,470	662	103.2
短期貸付金	550,000	450,000	100,000	122.2
未収金	1,371	291	1,079	469.7
仮払金	1,282	310	972	413.8
未収消費税	492	—	492	—
貸倒引当金	△ 6,504	△ 5,423	△ 1,081	119.9
固定資産	188,437	190,284	△ 1,846	99.0
(有形固定資産)	(171,668)	(165,459)	(6,208)	(103.8)
建物	131,450	144,561	△ 13,111	90.9
構築物	4,943	1,885	3,057	262.2
機械及び装置	19,003	1,013	17,989	1,875.4
車両運搬具	15	1,692	△ 1,676	0.9
工具器具備品	59	111	△ 51	53.7
土地	16,195	16,195	—	100
(無形固定資産)	(2,679)	(2,708)	(△ 28)	(98.9)
電話加入権	421	421	—	100
ソフトウェア	2,257	2,286	△ 28	98.7
(投資その他の資産)	(14,090)	(22,116)	(△ 8,026)	(63.7)
子会社株式	9,000	9,000	—	100
出資金	40	40	—	100
開設者保証金	5,000	5,000	—	100
長期滞留債権	44,890	66,016	△ 21,126	68.0
差入保証金	50	50	—	100
貸倒引当金	△ 44,890	△ 57,990	13,100	77.4
資産合計	2,801,701	2,183,252	618,449	128.3

平成28年度 平成29年 3月31日現在

平成27年度 平成28年 3月31日現在

負 債 の 部				
科 目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	3,841,449	3,339,634	501,815	115.0
受託販売未払金	260,149	255,038	5,110	102.0
荷主預り金	51,480	46,519	4,961	110.7
買掛金	317,202	211,864	105,337	149.7
短期借入金	3,111,668	2,746,668	365,000	113.3
未払金	—	5,256	△ 5,256	—
未払法人税等	28,812	9,969	18,842	289.0
未払消費税等	—	4,833	△ 4,833	—
未払費用	56,500	44,941	11,559	125.7
預り金	2,763	2,667	95	103.6
仮受金	272	275	△ 2	99.0
賞与引当金	12,600	11,600	1,000	108.6
固定負債	316,209	303,674	12,534	104.1
預り保証金	278,700	269,417	9,282	103.4
退職給付引当金	31,577	29,740	1,836	106.2
役員退職慰労引当金	5,932	4,516	1,416	131.4
負債合計	4,157,659	3,643,309	514,350	114.1
純 資 産 の 部				
株主資本	△ 1,355,957	△ 1,460,056	104,098	92.9
(資本金)	480,000	480,000	—	100
(利益剰余金)	△ 1,835,957	△ 1,940,056	104,098	94.6
利益準備金	3,000	3,000	—	100
(その他利益剰余金)	△ 1,838,957	△ 1,943,056	104,098	94.6
役員退職積立金	3,500	3,500	—	100
別途積立金	9,600	9,600	—	100
繰越利益剰余金	△ 1,852,057	△ 1,956,156	104,098	94.7
純資産合計	△ 1,355,957	△ 1,460,056	104,098	92.9
負債・純資産合計	2,801,701	2,183,252	618,449	128.3

第3 指 摘 事 項

1 有形固定資産の現況調査について

名食では、経理規程に基づき、中間決算日及び本決算日現在における有形固定資産の現況を固定資産台帳と照合（以下「現況調査」という。）しなければならないこととされている。

固定資産の管理状況について確認したところ、名食が保有している有形固定資産のうち、道南市場内に所在する函館工場に属する分について、現況調査が行われていなかった。

名食にあっては、規程に従い、当該資産の現況調査を行われたい。

2 会計処理に関するもの

(1) 貸倒引当金の計上について

名食では、取扱量の増大を図るため、仔牛の購入資金として出荷業者に貸付を行っている。また、名食の会計方針によると、一般債権については1%の貸倒引当金を計上することとされている。

貸倒引当金に係る会計処理について確認したところ、当該出荷業者への貸付により発生する債権について、貸倒引当金が計上されていなかった。

名食にあっては、会計方針に基づき、貸倒引当金を計上されたい。

(2) 減価償却方法に係る税制改正への対応について

名食では、固定資産の減価償却方法について税法に基づいて行うこととされている。

固定資産の減価償却処理について確認したところ、システム会社とメンテナンス契約を結んでいなかったこと等により、税制改正があつたものの固定資産管理システムについて必要な更新が適用されず、平成24年4月1日以降に取得された資産等について、税法に沿った方法が適用されていなかった。

名食にあっては、システム会社とのメンテナンス契約等により税制改正に対応し、適正に会計処理を行われたい。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

名食に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、名食に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

第3 意 見

名食への指導監督について

名食の財務状況を見ると、経営戦略計画等に沿った経営努力に加え、補助金や民間借入金に対する損失補償等の本市による財政支援もあり、平成19年度以降は毎期において利益を計上している。期末純資産の推移については、平成18年度の△33.7億円をピークに平成28年度には△13.5億円となり改善傾向が続いている。

しかしながら、名食が掲げる長期計画の目標に対しては遅れが見られており、畜産農家の減少が進むなど食肉流通をめぐる市場動向も厳しい状況であることから、名食においては今後も利益の確保と効率的な経営に努めていく必要があるものと考えられる。

名食の所管局である市民経済局にあつては、引き続き名食の財務状況を注視し、定期的に事業の継続性や将来見通し等の精査を行うなど、効率化・経営健全化に係る指導監督に努められたい。

第 5表 名食の当期純利益及び純資産の推移

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	億円	億円	億円	億円	億円
当期純利益	1.0	2.1	1.6	0.8	1.8
純 資 産	△13.5	△14.6	△16.7	△18.3	△19.1

第 6表 全国の肉用牛及び豚飼養戸数・頭数の推移

区 分		平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
肉用牛	戸数 (千戸)	51.9	54.4	57.5	61.3	65.2
	頭数 (千頭)	2,479	2,489	2,567	2,642	2,723
豚	戸数 (千戸)	4.8	統計なし	5.2	5.5	5.8
	頭数 (千頭)	9,313		9,537	9,685	9,735

(注) 農林水産省「畜産統計」(各年 2月 1日現在)による。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋食肉公社
(事務所所在地：港区船見町 1番地の39)

上記団体の事業に関する所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 8月 2日から
平成30年 1月16日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋食肉公社分)

第1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である公益財団法人名古屋食肉公社（以下「食肉公社」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

食肉公社の基本財産は1億520万円であり、そのうち本市の出えん額は8,957万円である。

平成28年度において、本市は食肉公社に対して、と畜解体事業及び食肉低温流通事業に対する補助金として2億1,020万円を交付している。

今回の監査は、食肉公社の会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。した

がって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

食肉公社は、旧名古屋中央卸売市場高畑市場のと畜部門を担っていた関係団体の業務を整理統合することにより、平成6年5月に基本財産1億20万円をもって設立された。その後、平成8年3月に500万円基本財産を増額して1億520万円となっている。

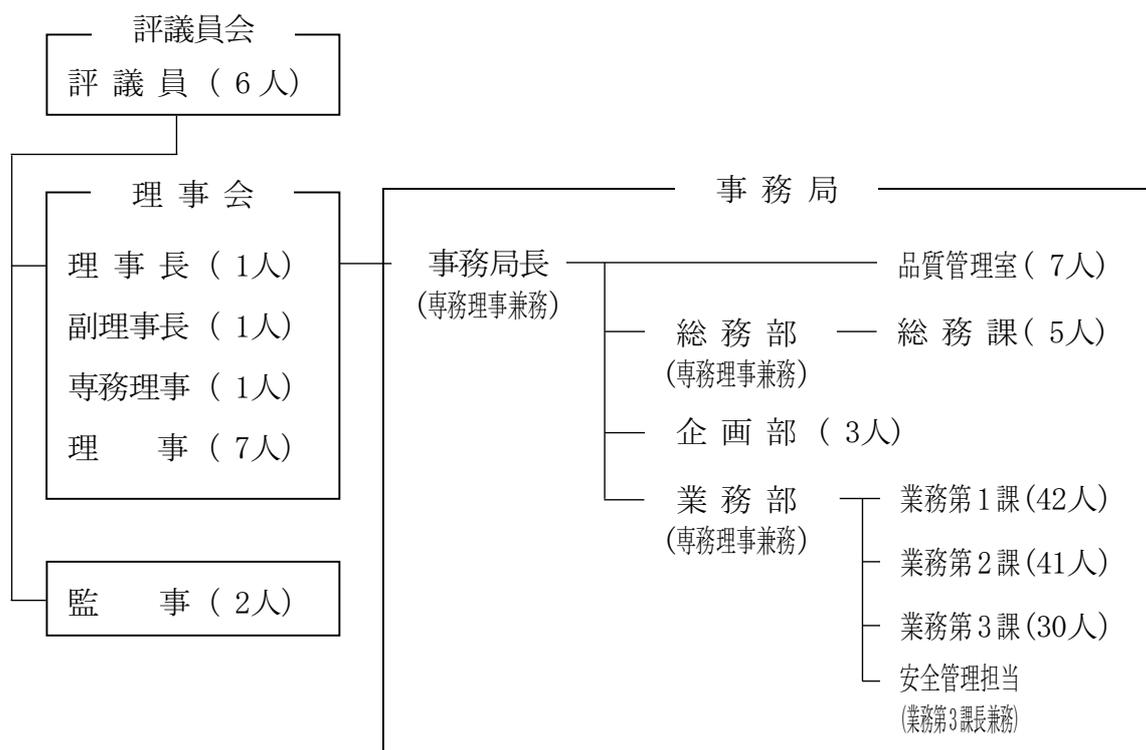
なお、食肉公社は、平成25年3月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行しており、その事業の目的は、名古屋中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）において、と畜解体処理に関する事業等を行い、安全で衛生的な食肉の安定供給を図るとともに、食肉の安全衛生に係る普及啓発活動を通じて、広く公衆衛生の向上を図るところにある。

主な事業内容は、①食肉の安定供給確保のためのと畜解体及び枝肉の冷蔵保管事業、②食肉の安全衛生向上に係る普及啓発事業、③その他前記の目的を達成するために必要な事業である。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は128人（専務理事が兼務する事務局長、総務部長及び業務部長を除く。嘱託員等34人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

機構図

(平成29年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) と畜解体・冷蔵保管事業

南部市場併設のと畜場に搬入された牛及び豚のと畜解体を行い、また、解体された枝肉を冷蔵するため、冷蔵庫の入出庫及び庫内の管理を行っている。牛及び豚のと畜頭数の推移は、第1表のとおりである。

第1表 牛及び豚等のと畜頭数の推移

区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	頭	頭	頭
牛	7,356	7,037	7,716
豚等	207,189	205,966	200,778

(2) 食肉に関する知識の普及啓発事業

消費者に対し、南部市場をPRするとともに、消費者の食肉流通に対する理解を深め、食肉の消費拡大を図る普及啓発事業を実施している。

(3) 副産物処理事業（収益事業）

名古屋食肉市場株式会社からの委託により、と畜解体によって生ずる内臓、皮、頭、脂肪等の副産物を処理加工する業務を実施している。

(4) 食肉加工事業（収益事業）

売買参加者からの依頼により、南部市場で取引された牛の枝肉を部分肉に加工する業務を行っている。

(5) 搬入枝肉搬送事業（収益事業）

南部市場内で部分肉加工を行う事業者からの依頼により、南部市場に搬入された枝肉を冷蔵保管し、各事業者の加工場へ搬送する業務を行っている。

2 決算状況

平成28年度及び平成27年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較正味財産増減計算書

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日
 平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	702,023	696,253	5,769	100.8
管理受託料	135,592	129,143	6,448	105.0
受取補助金	210,204	207,685	2,519	101.2
雑収益	2,431	2,300	131	105.7
経常収益計	1,050,251	1,035,383	14,868	101.4
(2) 経常費用				
事業費	1,039,122	1,028,734	10,388	101.0
管理費	1,078	1,084	△ 6	99.4
経常費用計	1,040,201	1,029,819	10,381	101.0
当期経常増減額	10,050	5,563	4,487	180.7
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	10,050	5,563	4,487	180.7
一般正味財産期首残高	1,829	△ 3,733	5,563	—
一般正味財産期末残高	11,880	1,829	10,050	649.3
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	105,200	105,200	—	100
指定正味財産期末残高	105,200	105,200	—	100
III 正味財産期末残高	117,080	107,029	10,050	109.4

第3表 比較貸借対照表

平成28年度 平成29年 3月31日現在
平成27年度 平成28年 3月31日現在

科目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	30,668	13,920	16,747	220.3
未収金	78,059	74,820	3,239	104.3
貯蔵品	3,732	3,058	674	122.0
短期貸付金	130	285	△ 155	45.6
前払費用	5,279	5,272	6	100.1
流動資産合計	117,870	97,357	20,512	121.1
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
預金	105,200	105,200	—	100
基本財産合計	105,200	105,200	—	100
(2) その他の固定資産				
機械装置	4,769	6,449	△ 1,680	73.9
車両運搬具	0	0	—	100
ソフトウェア	147	227	△ 80	64.7
リース車両	3,222	4,957	△ 1,735	65.0
電話加入権	24	24	—	100
保証金	808	285	522	283.0
その他の固定資産合計	8,971	11,944	△ 2,972	75.1
固定資産合計	114,171	117,144	△ 2,972	97.5
資産合計	232,041	214,501	17,539	108.2
II 負債の部				
1. 流動負債				
リース債務	3,222	4,213	△ 991	76.5
未払費用	21,080	20,355	724	103.6
預り金	3,280	3,227	53	101.7
賞与引当金	57,662	56,939	723	101.3
未払法人税	68	68	—	100
未払消費税	12,142	11,962	180	101.5
流動負債合計	97,456	96,765	690	100.7
2. 固定負債				
退職給付引当金	17,505	10,706	6,799	163.5
固定負債合計	17,505	10,706	6,799	163.5
負債合計	114,961	107,471	7,489	107.0
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	105,200	105,200	—	100
(うち基本財産への充当額)	(105,200)	(105,200)	(—)	(100)
2. 一般正味財産	11,880	1,829	10,050	649.3
正味財産合計	117,080	107,029	10,050	109.4
負債及び正味財産合計	232,041	214,501	17,539	108.2

第3 指 摘 事 項

職員貸付制度について

食肉公社では、職員の生活資金・教育資金等のため職員貸付制度が設けられており、公益財団法人名古屋食肉公社職員貸付制度規程によると、勤続年数10年以上20年未満の職員への貸付金限度額は25万円とされている。

当該制度に係る事務を確認したところ、勤続年数14年の職員に対し、30万円の貸付を行っていた。

食肉公社にあつては、規程に従い、制度を運用されたい。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

食肉公社に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、食肉公社に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公立大学法人名古屋市立大学
(事務所所在地：瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 8月 2日から
平成30年 2月 6日まで

監 査 結 果

(公立大学法人名古屋市立大学分)

第1 監査結果の概要

総務局所管の出資団体である公立大学法人名古屋市立大学（以下「名市大」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

名市大の資本金は666億9,824万円であり、全額本市の出資である。

平成28年度において、本市は名市大に対して、運営費交付金として71億8,963万円及び施設整備費補助金として1億3,324万円を交付している。

今回の監査は、地方独立行政法人法第35条の規定に基づく会計監査が実施されていることを踏まえた効率的な監査を実施するため、会計監査と重複しない外部団体との間で生じる取引の管理は適正に把握されているか、情報セキュリティ対策は適正に実施されているかなどを中心に、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、

比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

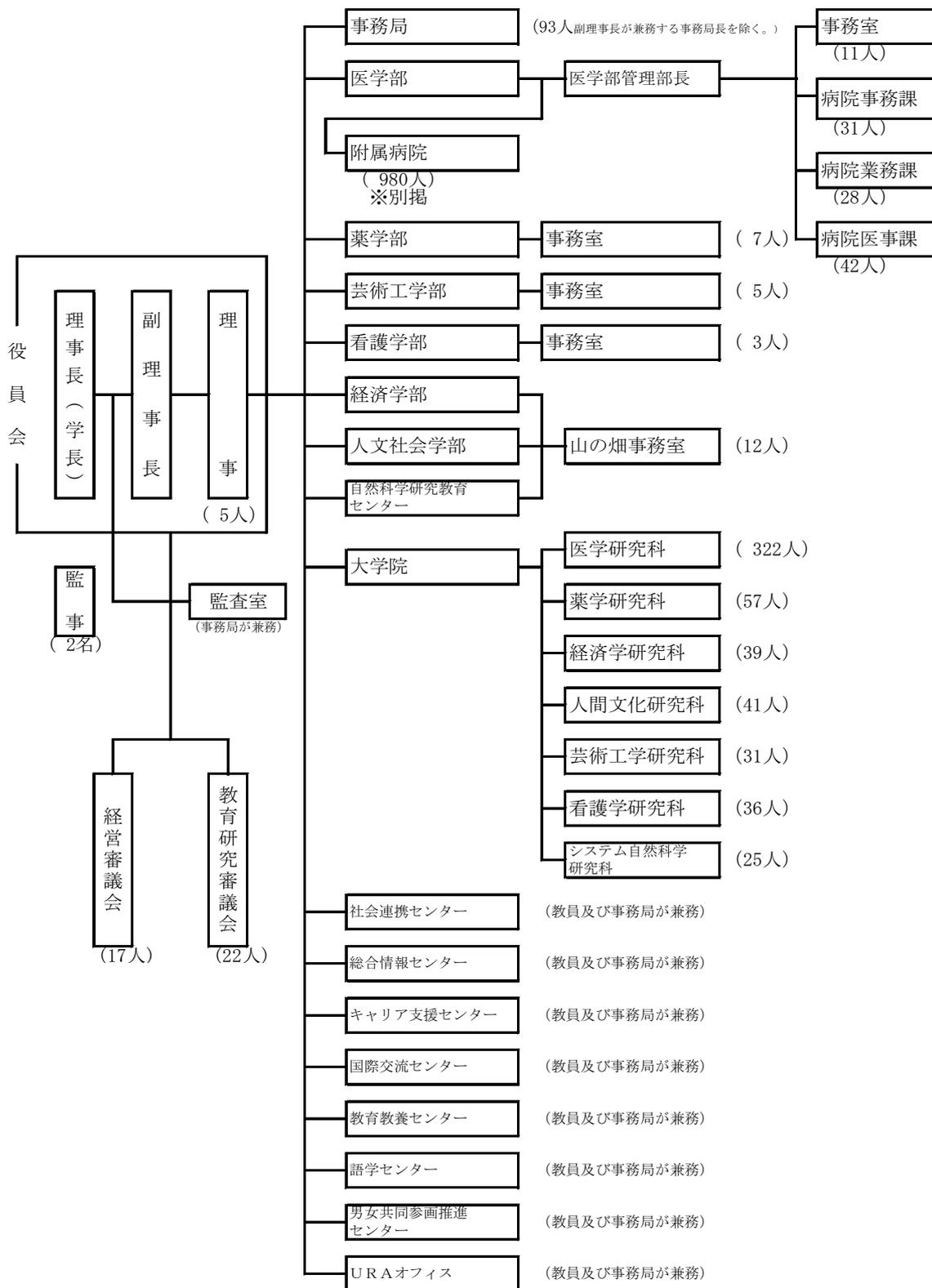
名市大は、昭和25年 4月に名古屋女子医科大学と名古屋薬科大学が統合して発足した。その後、平成18年 4月に地方独立行政法人化し、6学部（医・薬・経済・人文社会・芸術工・看護）及び大学院 7研究科（医・薬・経済・人間文化・芸術工・看護・システム自然科学）並びに医学部附属病院等を有する大学となっている。

主な事業内容は、①市立大学を設置し、これを運営すること、②学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと等である。

これらの事業を運営するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会、監事及び事務局等が置かれており、職員数は 2,688人（副理事長が兼務する事務局長を除く。契約職員等 924人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

機構図

(平成29年 3月31日現在)



(注) 括弧内の職員数は契約職員等 924 人を除く人数を記載している。

1 事業状況

(1) 学部及び大学院

6学部及び大学院 7研究科が置かれており、それぞれの学部・大学院研究科の学生数の推移は第 1表のとおりである。

第 1表 学部及び大学院の学生数

区 分		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
学 部	医学部	人 608	人 583	人 574
	薬学部	607	603	612
	経済学部	981	970	974
	人文社会学部	882	843	802
	芸術工学部	444	429	405
	看護学部	329	328	330
	学部 計	3,851	3,756	3,697
大 学 院	医学研究科	215	208	191
	薬学研究科	156	159	132
	経済学研究科	82	91	87
	人間文化研究科	85	91	91
	芸術工学研究科	67	70	80
	看護学研究科	75	68	71
	システム自然科学研究科	44	52	49
	大学院 計	724	739	701

(注) 各年度 5月 1日現在

(2) 医学部附属病院

診療科については、臓器・疾患別に編成された10内科及び 5外科並びに整形外科・産科婦人科・小児科など15科の計30科を配置している。

外来延患者数等の状況は第 2表のとおりである。

第 2表 外来延患者数等の状況

区 分		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
外 来	延患者数 (人)	425,293	442,807	435,466
入 院	延患者数 (人)	249,133	252,133	247,253
	病床数 (床) (注 1)	794	794	794
	病床稼働率 (%) (注 2)	86.0	86.8	85.3
	平均在院日数 (日)	12.6	13.4	14.1

(注 1) 集中治療部の10床及び救急心臓疾患治療部の 4床を除く。

(注 2) 病床稼働率 (%) = 延入院患者数 ÷ (病床数 × 年度日数) × 100

2 決算状況

平成28年度及び平成27年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第3表 比較損益計算書

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日
 平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
経常費用				
業務費				
教育経費	917,752	860,529	57,223	106.6
研究経費	1,533,170	1,628,378	△95,208	94.2
診療経費	16,730,771	15,807,860	922,910	105.8
教育研究支援経費	231,413	341,501	△110,088	67.8
受託研究費	894,162	846,433	47,729	105.6
受託事業費	194,306	187,879	6,426	103.4
役員人件費	80,018	93,841	△13,823	85.3
教員人件費	6,863,728	6,723,576	140,151	102.1
職員人件費	10,938,601	10,549,017	389,583	103.7
一般管理費	692,022	670,550	21,471	103.2
財務費用	6,617	8,703	△2,085	76.0
雑損	9,626	3,389	6,236	284.0
経常費用合計	39,092,191	37,721,661	1,370,529	103.6
経常収益				
運営費交付金収益	7,096,308	7,128,562	△32,253	99.5
授業料収益	2,273,603	2,250,426	23,176	101.0
入学金収益	331,036	321,406	9,629	103.0
検定料収益	97,608	89,907	7,701	108.6
手数料収益	468	216	252	216.7
附属病院収益	26,501,512	25,223,524	1,277,987	105.1
受託研究等収益	911,464	885,786	25,677	102.9
受託事業等収益	201,263	197,166	4,096	102.1
寄附金収益	627,789	650,814	△23,025	96.5
補助金等収益	277,041	244,144	32,896	113.5
施設費収益	10,555	28,583	△18,028	36.9
研究関連収入	147,978	163,783	△15,804	90.4
その他の業務収益	11,863	12,119	△256	97.9
資産見返負債戻入	348,493	523,712	△175,219	66.5
財務収益	2,249	4,179	△1,929	53.8
雑益	381,408	364,716	16,692	104.6
経常収益合計	39,220,643	38,089,049	1,131,594	103.0
経常利益	128,452	367,387	△238,934	35.0
臨時損失	48,047	49,773	△1,725	96.5
臨時利益	47,589	27,656	19,933	172.1
当期純利益	127,995	345,271	△217,275	37.1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	20,148	30,878	△10,730	65.3
当期総利益	148,143	376,149	△228,005	39.4

(参考) 平成28年度のセグメント別の損益の状況

科 目	大学 (附属病院を除く)	附属病院	計
	千円	千円	千円
業務費用			
業務費			
教育経費	917,752	—	917,752
研究経費	1,460,436	72,733	1,533,170
診療経費	—	16,730,771	16,730,771
教育研究支援経費	231,413	—	231,413
受託研究費	683,625	210,537	894,162
受託事業費	191,450	2,856	194,306
人件費	6,700,139	11,182,209	17,882,348
一般管理費	473,789	218,233	692,022
財務費用	721	5,895	6,617
雑損	9,500	125	9,626
業務費用合計	10,668,829	28,423,361	39,092,191
業務収益			
運営費交付金収益	5,937,363	1,158,945	7,096,308
学生納付金収益	2,702,716	—	2,702,716
附属病院収益	—	26,501,512	26,501,512
受託研究等収益	682,880	228,583	911,464
受託事業等収益	197,607	3,656	201,263
寄附金収益	569,889	57,900	627,789
補助金等収益	221,786	55,255	277,041
施設費収益	10,555	—	10,555
研究関連収入	147,978	—	147,978
その他の業務収益	8,656	3,206	11,863
資産見返負債戻入	284,030	64,462	348,493
財務収益	1,449	800	2,249
雑益	133,361	248,046	381,408
業務収益合計	10,898,275	28,322,368	39,220,643
業務損益	229,445	△100,992	128,452

第4表 比較貸借対照表

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
I. 固定資産				
1. 有形固定資産				
土地	21,069,006	21,164,706	△95,700	99.5
建物	24,862,075	26,657,705	△1,795,629	93.3
構築物	440,552	516,003	△75,451	85.4
工具器具備品	5,493,642	5,991,425	△497,782	91.7
図書	5,959,435	5,942,388	17,047	100.3
美術品・収蔵品	20,770	20,770	—	100
車両運搬具	2,356	3,188	△831	73.9
建設仮勘定	41,310	69,677	△28,367	59.3
有形固定資産合計	57,889,149	60,365,865	△2,476,715	95.9
2. 無形固定資産				
特許権	12,026	10,088	1,938	119.2
ソフトウェア	145,008	225,276	△80,267	64.4
その他	44,863	39,738	5,124	112.9
無形固定資産合計	201,898	275,102	△73,204	73.4
3. 投資その他の資産				
投資有価証券	64,003	65,020	△1,016	98.4
長期貸付金	4,680	2,160	2,520	216.7
差入保証金	32,484	37,186	△4,702	87.4
投資その他の資産合計	101,168	104,366	△3,198	96.9
固定資産合計	58,192,216	60,745,334	△2,553,118	95.8
II. 流動資産				
現金及び預金	5,581,706	5,846,849	△265,142	95.5
未収附属病院収入	4,911,090	5,108,648	△197,557	96.1
有価証券	1,900,000	150,000	1,750,000	1266.7
たな卸資産	11,846	11,647	199	101.7
医療品及び診療材料	639,130	535,231	103,898	119.4
前払費用	55,723	49,137	6,585	113.4
未収収益	155	228	△72	68.4
未収入金	549,648	479,837	69,811	114.5
貸付金	7,480	9,840	△2,360	76.0
その他	21,335	22,083	△747	96.6
流動資産合計	13,678,118	12,213,502	1,464,615	112.0
資産合計	71,870,335	72,958,837	△1,088,502	98.5
負債の部				
I. 固定負債				
資産見返負債	7,276,205	7,203,772	72,433	101.0
長期寄附金債務	443,202	491,840	△48,638	90.1
長期借入金	1,294,000	213,000	1,081,000	607.5

退職給付引当金	174,113	142,747	31,365	122.0
長期リース債務	2,031,939	2,854,957	△823,018	71.2
長期資産除去債務	34,795	34,332	463	101.3
固定負債合計	11,254,256	10,940,650	313,605	102.9
II. 流動負債				
運営費交付金債務	93,330	—	93,330	—
寄附金債務	1,930,341	1,929,863	477	100.0
前受受託研究費等	184,380	167,440	16,939	110.1
前受受託事業費等	53,235	47,930	5,305	111.1
前受金	174,690	105,246	69,443	166.0
預り科学研究費補助金等	183,866	166,448	17,418	110.5
未払金	5,190,343	4,158,968	1,031,375	124.8
未払消費税等	1,728	42,007	△40,279	4.1
預り金	279,863	299,989	△20,126	93.3
賞与引当金	107,780	97,032	10,747	111.1
リース債務	1,376,074	1,348,955	27,118	102.0
流動負債合計	9,575,633	8,363,883	1,211,749	114.5
負債合計	20,829,889	19,304,534	1,525,354	107.9
純資産の部				
I. 資本金				
地方公共団体出資金	66,698,240	66,698,240	—	100
資本金合計	66,698,240	66,698,240	—	100
II. 資本剰余金				
資本剰余金	19,106,272	18,999,983	106,288	100.6
損益外減価償却累計額 (△)	△36,631,170	△33,784,509	△2,846,660	108.4
損益外減損損失累計額 (△)	△348	△348	—	100
損益外利息費用累計額 (△)	△4,920	△4,457	△463	110.4
資本剰余金合計	△17,530,167	△14,789,331	△2,740,835	118.5
III. 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金	1,116,999	1,137,147	△20,148	98.2
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	562,602	186,627	375,974	301.5
積立金	19,474	19,299	174	100.9
当期未処分利益	148,143	376,149	△228,005	39.4
利益剰余金合計	1,847,219	1,719,224	127,995	107.4
IV. その他有価証券評価差額金	25,153	26,169	△1,016	96.1
純資産合計	51,040,445	53,654,302	△2,613,856	95.1
負債純資産合計	71,870,335	72,958,837	△1,088,502	98.5

第3 指 摘 事 項

1 後援会が整備した大学施設の寄附手続きについて

名古屋市立大学後援会（以下「後援会」という。）は、大学の整備充実、学術研究等大学の充実のために必要な協力を与えることを目的として、在学生の保護者や卒業生等により組織されている。そして、大学施設の整備に対する援助等の事業を実施しており、平成27年度には学生会館のトイレ改修工事等、平成28年度にはAEDのバッテリー交換やキャンパスにおける歩道整備等を実施している。

これらの施設整備のうち、一部は固定資産の取得に相当する取引と考えられるところ、当該固定資産については、法人化以降、後援会から名市大への寄附の手続きはほとんど行われていない。

しかしながら、当該固定資産は名市大の敷地内にあり、学生や教職員が利用するものであることから、当該固定資産の維持管理の責任主体を明確にして適切な施設管理を確保する必要がある。

したがって、名市大にあつては、後援会により整備された大学施設に係る寄附手続きの実施について後援会と協議のうえ、後援会から寄附された固定資産について資産として計上されたい。

2 兼業・兼職の許可について

公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」という。）において、理事長が職務の遂行に支障をきたす恐れがないこと等に適合すると認める場合に限り、役職員は兼業及び兼職を行うことができるとされており、その手続きについては、あらかじめ理事長の許可を受けるとされている。

兼業及び兼職の許可について確認したところ、1,681件の兼業及び兼職の許可のうち、申請の時期が遅く、申請日が兼業及び兼職の開始以後となっている事例が639件（38.0%）見受けられた。

名市大にあつては、兼業規程に従い、兼業及び兼職の手続きを適正に行うよう改善されたい。

3 公的研究費に係る誓約書の提出について

名市大では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年 2月15日（平成26年 2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、名市大の研究不正防止対策委員会委員長名通知にて、助教以上の教員及び公的研究費の運営・管理に関わる研究員等に対し、関係法令等を遵守し不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求めている。

当該誓約書の提出状況について確認したところ、提出先である学術課において、対象者全員から誓約書が漏れなく提出されているか把握されていなかった。

名市大にあつては、当該誓約書の提出状況を把握し、対象者全員に提出を求められたい。

4 情報保護について

名市大では、名古屋市情報あんしん条例、同条例施行細則（以下「規則」という。）、公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程及び「名古屋市立大学における情報の保護及び管理の方法に関する定め」（以下「実施規程」という。）に従い、情報の保護に関し必要な対策を講ずることとされている。

情報保護対策について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (1) 実施規程において、通信回線に無線を利用してはならないとされているところ、附属病院において通信回線に無線を利用していた。規則では情報審査委員会の同意を得れば利用できることとされており、この同意は得ているとのことであったが、その旨が実施規程に反映されていなかった。
 - (2) 名古屋市立大学図書館システム運用要綱において、システム管理者は図書館システムに保存された要保護情報について、適切なアクセス制限を行うこととされているところ、氏名が分からないようコード化された貸出履歴についてアクセス制限がされていなかった。
 - (3) 実施規程において、機密情報をキャンパス外等へ持ち出す場合、所定の記録簿により許可を得ることとされているところ、財務システムのバックアップデータに係る外部記録媒体について当該記録簿が作成されていなかった。
- 名市大にあつては、実施規程等に従い、適切な情報保護対策を実施されたい。

第4 その他

内部統制の強化について

今回の監査において、兼業及び兼職の許可について事前に許可がされていない事例や公的研究費に係る誓約書の提出状況が把握されていない事例が見受けられた。これらの指摘は組織全般に及ぶものもあることから、組織においてチェック機能が十分に働いていないことや、コンプライアンス意識が教職員に十分浸透していないことが思料される。

名市大にあつては、単に指摘事項を改善するだけでなく、こうした違反が発生した原因を分析し、組織としてチェックする仕組みを整備するとともに、研修等により教職員の意識向上を図るなど、統制環境の強化を図られたい。

(総務局関係分)

第1 監査結果の概要

名市大に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、総務局所管の財務に関する事務のうち、名市大に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

第3 意 見

名市大の内部統制体制の構築について

今回の監査では、名市大において、兼業及び兼職の許可について事前に許可がされていない事例や公的研究費に係る誓約書の提出状況が把握されていない事例が見受けられた。これらの指摘は組織全般に及ぶものもあることから、組織においてチェック機能が十分に働いていないことや、コンプライアンス意識が教職員に十分浸透していないことが思料される。

地方独立行政法人法の定めにより、設立団体の長は、公立大学法人である名市大が作成する業務方法書を認可することとなっており、現在は業務委託の基準や契約の方法等が記載されている。業務方法書について、平成29年6月に公布された地方独立行政法人法の一部改正（平成30年4月施行）により、新たに内部統制体制の整備に関する事項を記載することが義務付けられたところである。

総務局にあつては、設立団体として業務方法書を認可することを踏まえ、名市大においてコンプライアンスの推進など内部統制体制が的確に構築されるよう指導されたい。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ今池店

名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区内山一丁目 507番 外 4筆	名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)CFSコーポレーションドラッグ	代表取締役 石田 岳彦	静岡県三島市広小路町13番 4号	—	—	—	平成29年11月16日
2	—	—	—	山崎製パン(株)	代表取締役 飯島 延浩	東京都千代田区岩木町三丁目10番1号	平成30年1月29日

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 1月29日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、退店のため
- (3) No. 2の小売業者については、届出誤りのため

5 届出の日

平成30年 1月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川原店

名古屋市昭和区川原通 6丁目 2番 1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)カーマ	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町3丁目411番地	DCMカーマ(株)	変更なし	変更なし	平成27年3月1日
2	カメラのアマノ(株)	代表取締役 天野 信二	名古屋市東区葵一丁目3番15号	—	—	—	平成27年7月10日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、名称変更のため

(2) No. 2の小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成30年 1月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミッドランドスクエア

名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	東和不動産(株)	代表取締役 水尾 健一	名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号	変更なし	代表取締役 山口 千秋	変更なし	平成27年 6月 29日
2	(株)毎日新聞社	代表取締役 朝比奈 豊	東京都千代田区一ツ橋一丁目 1番 1号	変更なし	代表取締役 丸山 昌宏	変更なし	平成28年 6月 24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	—	—	—	(株)YOUR SANCTUARY	代表取締役 小野瀬 慶子	東京都渋谷区神宮前四丁目22番 7号	平成29年 2月 1日

2	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	(株)ワン・ビ ー・ワン	代表取締役 竹内 一志	東京都目黒 区青葉台二 丁目18番 1 号	平成 29年 2月 1日
3	(株)モード・ エ・ジャコ モ	代表取締役 熊本 克明	東京都港区 神宮前三丁 目35番 8号	三喜商事(株)	代表取締役 堀田 康彦	東京都千代 田区三番町 6番 5号	平成 29年 2月 1日
4	(株)アイデア インターナシ ヨナル	代表取締役 橋本 雅治	東京都港区 芝五丁目13 番18号	(株)WTW	代表取締役 小嶋 英幸	東京都渋谷 区恵比寿南 二丁目20番 2号	平成 29年 3月 21日
5	ヴァレンテ イノジャパ ン(株)	代表取締役 ルカ・ヴィ アネロ	東京都港区 南青山五丁 目 9番19号	(株)ブシュロ ンジャパン	代表取締役 パトリック マッラッチ ニ	東京都中央 区銀座二丁 目 5番14号	平成 29年 2月 1日
6	(株)ユーハイ ム	代表取締役 河本 武	神戸市中央 区港島中町 七丁目 7番 4	(株)ドトール コーヒー	代表取締役 星野 正則	東京都渋谷 区神南一丁 目10番 1号	平成 29年 5月 15日
7	LVJグル ープ(株)	代表取締役 エマニュエ ル プラッ ト	東京都港区 北青山三丁 目 5番29号	LVMHフ ァッシュヨ ン・グルー プ・ジャパ ン(株)	代表取締役 ノルベール ルレ	東京都港区 北青山三丁 目 5番29号	平成 27年 1月 1日
				ルイ・ヴィ トンジャパ ン(株)	代表取締役 デヴィッド ポンゾ	東京都千代 田区平河町 二丁目 1番 1号	
8	(株)ディーン アンドデル ーカジャパ ン	代表取締役 横川 紀夫	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 1番 3 号	(株)ウエルカ ム	代表取締役 横川 正紀	東京都渋谷 区神南二丁 目 4番11号	平成 28年 12月 1日
9	LVMHウ オッチ・ジ ュエリー ジャパン株 式会社ショ ーメディ ヴィジョン	代表取締役 高木 恒雄	東京都千代 田区隼町 3 番16号	LVMHウ オッチ・ジ ュエリー ジャパン(株)	代表取締役 ノルベール ルレ	東京都千代 田区平河町 二丁目 1番 1号	平成 27年 5月 21日
10	(株)フィーゴ	代表取締役 千田 望	東京都港区 南青山六丁 目11番 3号	変更なし	代表取締役 赤間 直樹	東京都港区 赤坂七丁目 1番16号	平成 25年 4月 3日
11	クリスチャ ンディオ ール(株)	代表取締役 エリック・ バラ	東京都千代 田区隼町 3 番16号	変更なし	代表取締役 ステファン ラフェイ	東京都千代 田区平河町 二丁目 1番 1号	平成 28年 8月 1日

12	(株)富澤商店	代表取締役 富澤 一郎	東京都町田市原町田四丁目 4番 6号	変更なし	代表取締役 富澤 淳	東京都千代田区有楽町一丁目 9番 4号	平成27年 8月 25日
13	(株)紫野和久傳	代表取締役 桑村 綾子	京都市中京区六角通東洞院東入藤屋町 186番	変更なし	代表取締役 西井 敏郎	京都市上京区浄福寺通上立売上ル大黒町 719番地	平成28年 9月 1日
14	(株)ギャラリー一門	代表取締役 高橋 隆介	東京都中央区銀座六丁目 7番 4号	変更なし	代表取締役 高橋 隆太	変更なし	平成24年 7月 26日
15	リシュモンジャパン(株)	代表取締役 西村 豊	東京都千代田区麴町一丁目 4番	変更なし	代表取締役 三木 均	変更なし	平成27年 10月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、2(1)で既述
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、入店のため
- (3) No. 2からNo. 6までの小売業者については、店舗入替えのため
- (4) No. 7の小売業者については、会社の分割のため
- (5) No. 8の小売業者については、会社の合併のため
- (6) No. 9の小売業者については、名称の誤記修正並びに代表者及び住所変更のため
- (7) No.10からNo.13までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (8) No.14及びNo.15の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成29年12月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Maker's Pier

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
矢作地所(株)	代表取締役 古本 裕二	名古屋市東 区葵三丁目 19番 7号	変更なし	代表取締役 芝山 真明	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)スマイル ーリンク	代表取締役 斎藤 裕幸	愛知県豊橋 市西小鷹野 1丁目 2番 地 6	—	—	—	平成 30年 1月 8日
2	スーベニー ル(株)	代表取締役 伊藤 忠弘	京都市中京 区六角通柳 馬場東入る 大黒町76	—	—	—	平成 29年 8月 27日

3	—	—	—	G C D S H o t e l (株)	代表取締役 ウイスワナ ザン・ムカ ヤ	名古屋市港 区金城ふ頭 二丁目 7番 1号	平成 29年 10月 14日
---	---	---	---	-----------------------------	------------------------------	--------------------------------	-------------------------

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年 6月29日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成30年 1月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ今池店

名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
マックスバリュ 中部(株)	午前 7時00分	変更なし	午後 9時50分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前 6時30分から午後10時00分まで	午前 6時30分から午前 0時30分まで

3 変更の日

平成30年 3月 1日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 1月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び中区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川原店

名古屋市昭和区川原通 6丁目 2番 1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
マックスバリュ中部(株)	午前 9時00分	午前 7時00分	午後 9時50分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前 8時30分から午後10時00分まで	午前 6時30分から午後10時00分まで

3 変更の日

平成30年 3月 1日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 1月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

昭和区役所情報コーナー及び千種区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月21日から同年 6月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 2月19日懲戒処分に付した。

平成30年 2月19日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校講師	停職40日	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号